

2022年3月22日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第7号及びIFRS第7号の修正案）」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「当委員会」又は「我々」という。）は、2021年11月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第7号及びIFRS 第7号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。
2. 我々は、企業が締結するサプライヤー・ファイナンス契約に基づく取引に関する財務諸表利用者の情報ニーズが存在することを理解しているとともに、この分野に関する情報提供について改善の余地があることには同意している。
3. しかし、我々は、前記の情報ニーズに対する開示は特定の取引に限定されるべきものではなく、本来企業の流動性管理又はキャッシュ・フロー管理のための一般的な開示目的が明らかにされ、当該目的に沿った開示がなされる場合に有用性がより増すものと考えている。また、我々は、特定の取引スキームが開発される都度開示を拡充しても、金融技術の発展により新たな取引スキームが開発され、これらの新たなスキームが用いられれば用いられるほど、既存の開示要求が用いられないまま存在し続けることになるのを懸念している。したがって、我々は、IASBはサプライヤー・ファイナンス契約のように既存の会計基準に当てはまらない特定の取引が発生し、問題点が指摘される都度対応を検討するのではなく、財務諸表利用者が本来企業の流動性又はキャッシュ・フロー管理（これらに関する戦略を含む。）に関してどのような情報ニーズを有しているのかを把握したうえで、どのような開示が望ましいのかについて包括的に検討すべきと考えている。
4. 我々は本公開草案については上記のように考えているが、IASBが仮にサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示の拡充を図ることでこの問題に対処するとしても、IASBが提案している開示に関する要求事項の一部について企業に過大な負担を与える点または提供される情報の有用性について懸念を有しているため、当該提案について反対する。

5. 我々は、米国財務会計基準審議会（FASB）も現在サプライヤー・ファイナンス・プログラムに関する開示の拡充に取り組んでいると理解している。我々は、IASB が仮にサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示の拡充を図ることで対処する場合には、本公開草案を含む IASB の取組みの結果と米国会計基準における要求事項が最終的に整合するものになることが望ましいと考えている。そのため、IASB と FASB が緊密に連携して各々の会計基準の開発を行うことを期待する。
6. そのほか、本公開草案における個別の質問に対するコメントについては、別紙を参照されたい。
7. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 副委員長

質問 1 — 開示要求の範囲

IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正 [案] は、サプライヤー・ファイナンス契約を定義することを提案していない。その代わりに、IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44G 項は、企業が本公開草案で提案している情報の提供を要求される契約の特徴を記述している。第 44G 項は、当審議会の提案の範囲に含まれることとなるそうした契約のさまざまな形式の例も示している。

結論の根拠の BC5 項から BC11 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

1. 我々は、総論（カバーレター）で記載したように、本来 IASB はサプライヤー・ファイナンス契約のように既存の会計基準に当てはまらない特定の取引が発生し、問題点が指摘される都度対応を検討するのではなく、財務諸表利用者が本来企業の流動性又はキャッシュ・フロー管理に関してどのような情報ニーズを有しているのかを把握した上でどのような開示が望ましいのかについて包括的に検討すべきと考えている。しかし、IASB が仮にサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示の拡充を図ることでこの問題に対処するとしても、本公開草案の提案に関しても以下のように一部の提案に懸念がある。
2. 我々は、IASB がサプライヤー・ファイナンス契約を定義せず、その代わりに契約の特徴を記述することについて、金融技術の発展によりこれからも新たなスキームが開発されることで規範的な定義では捉えることができないスキームが生み出される可能性があると考えていることから安定的に運用できる定義を開発することは困難であると考えているとともに、これにより企業が目的適合的であると判断した情報を開示することが可能となると考えている。そのため、提案している開示の範囲に含まれるサプライヤー・ファイナンス契約とされる契約を詳細に決定するよりも契約の種類を説明するとする IASB のアプローチは理解できる。
3. しかし、我々は、本公開草案の提案では本公開草案による開示要求の対象となる契約の範囲があいまいであり、実務に適用する困難さがあるとともに、開示の対象となる取引が広く捉えられすぎることとなるのではないかと懸念している。
4. 我々は、サプライヤー・ファイナンス契約の本質は企業がサプライヤー・ファイナ

ンス契約の対象と確認した買掛金等の金融負債について、企業以外の第三者である資金供給者が企業に対する支払期日の延長又は仕入先に対する早期の支払いを提供することにあると考えている。そのため、本公開草案におけるIAS第7号の改正案の第44G項の第2文をより特徴として際立たせるべきであると考えている。

5. しかし、我々は、企業が取引先への支払いの一括管理のために特定の金融機関を用いている例は多いものと考えているが、当該企業の仕入先 (supplier) が当該企業に対する売掛債権を当該特定の金融機関にファクタリングすることが考えられる。本公開草案の提案ではこのような取引もサプライヤー・ファイナンス契約として開示の対象となるように見えるが、企業の関知しない取引先と金融機関との間の取引まで開示対象となるならば、当該取引に関する情報の入手可能性及び検証可能性に関する懸念がある。そのため、我々は、第三者の資金供給者が単に企業の買掛債務の支払代理人としてのみ活動している場合や、取引先が企業と関係なく行う資金調達取引、例えば企業の仕入先 (supplier) と資金供給者は企業向け債権について単にファクタリングを行っている場合や、信用状の割引に関連する取引のような場合は、本公開草案の適用対象とはならないことを明確化すべきであると考えている。

質問 2 — 開示目的及び開示要求

IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44F 項は、企業が注記において、サプライヤー・ファイナンス契約に関して、当該契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求することとなる。

当該目的を満たすため、IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44H 項は、企業に次の開示を要求することを提案している。

(a) 各契約の契約条件

(b) 各契約について、報告期間の期首及び期末現在での、

(i) 企業が財政状態計算書において認識している当該契約の一部である金融負債の帳簿価額及び当該金融負債が表示されている科目

(ii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額

(iii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債の支払期日の範囲

(c) 報告期間の期首及び期末現在での、サプライヤー・ファイナンス契約の一部で

はない買掛金の支払期日の範囲

第 44I 項は、企業がこの情報を異なる契約について集約することを、当該契約の契約条件が類似している場合にのみ認めるとしている。

結論の根拠の BC12 項から BC15 項及び BC17 項から BC20 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部にのみ賛成の場合、何に賛成で何に反対なのかを明記されたい。提案（又はその一部）に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

6. 我々は、当コメント・レターのカバーレターに記載したように、企業が締結するサプライヤー・ファイナンス契約に基づく取引に関する財務諸表利用者の情報ニーズが存在することを理解しているとともに、この分野に関する情報提供について改善の余地があることには同意している。しかし、本公開草案で提案されている開示に関する要求事項のうち、次の項目に関して懸念を有している。

仕入先が資金供給者から既に支払いを受けている金融負債の帳簿価額

7. 我々は、IASB が本公開草案で追加することを提案している IAS 第 7 号第 44H 項 (b) (ii) の仕入先が資金供給者からすでに支払いを受けている金融負債の帳簿価額の情報の開示を要求事項とすることについて、本公開草案で提案する IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44G 項を前提とした場合には、情報の入手可能性及び仮に入手できたとしても当該情報の検証可能性について懸念があるため反対する。
8. 我々は、IASB が本公開草案で開示することを提案している情報は、(a) 翌期以降キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローに含まれて報告されるキャッシュ・アウトのうち、実質的には財務活動によるキャッシュ・フローと判断される可能性のある金額に関する情報、及び (b) 企業が締結するサプライヤー・ファイナンス契約の内容によっては企業の信用リスクが悪化した場合に買掛金などの金融負債の支払期日を待たずに弁済が求められるリスクに関する情報を財務諸表利用者に提供することができる可能性があることには同意する。また、これらの情報は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業、仕入先及び資金供給者の 3 社間契約として締結されている場合には比較的容易に入手可能であると考えられる。
9. しかし、質問 1 に対するコメントに記載したように、本公開草案の提案では開示の対象となるサプライヤー・ファイナンス契約の範囲があいまいであることから、我々は企業が取引先への支払いの一括管理のためのみの目的で特定の金融機関を

用いている場合、すなわち、企業の仕入先（supplier）と資金供給者は企業向け債権について、単にファクタリングを行っている場合であっても本公開草案の適用範囲に含まれることを懸念している。この場合、企業はファクタリング契約の当事者ではないため、公開草案で開示を行うことが要求されている情報の入手可能性及び仮に入手できたとしても当該情報の検証可能性について懸念があると考えられる。そのため、我々は、現在の本公開草案における開示対象となるサプライヤー・ファイナンス契約の範囲を前提とする場合には、この情報の開示を要求事項とすることに反対する。仮に公開草案で提案されている情報の開示を要求するのであれば、我々が質問1に対する回答で記載しているように、例えば、第三者の資金供給者が仕入先との間で単に企業の支払代理人としてのみ活動する場合には本公開草案の適用対象とはならないことをIASBは明確化することで、情報の入手可能性及び検証可能性を確保すべきと考える。

期首及び期末時点での買掛金の支払期日の範囲

10. IASBが本公開草案で追加することを提案しているIAS第7号第44H項(b)(iii)及び(c)の買掛金の支払期日の範囲の情報を開示の要求事項とすることに反対する。
11. 我々は、前項の情報は、本公開草案の結論の根拠で述べているように営業キャッシュ・フローがどの程度改善するかの評価に役立つ可能性はあることに同意している。しかし、我々は次のように考える。
 - (1) サプライヤー・ファイナンス契約のすべてにおいて買掛金の支払期日が延長されるわけではなく、そのような企業にまで一律に開示を求めることは開示目的に照らして有用な情報を提供することにはつながらないと考えられる。
 - (2) 企業は営業キャッシュ・フローの改善はサプライヤー・ファイナンス契約のみで行っているわけではなく、売掛金のような営業債権のファクタリングや棚卸資産ファイナンスを含むキャッシュ・フローの総合的な管理の一環として行っているのが通常であると考えられる。買掛金についてのみ、本公開草案で提案されるような、さらに細分化する開示を行ったとしても、情報の有用性は限定的であると考えられる。
12. 我々は、このような情報は、本公開草案で追加することを提案しているIAS第7号第44H項(a)を修正し、当該期日の延長に重要性があるのであればサプライヤー・ファイナンス契約の契約条件の開示要求の一部として開示するよう明確化することで公開草案の目的は達成されると考える。

質問 3 — 開示要求に追加された例示

IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44B 項並びに IFRS 第 7 号の修正 [案] の B11F 項及び IG18 項は、サプライヤー・ファイナンス契約を、それぞれ、財務活動から生じた負債の変動に関する情報及び流動リスクに対する企業のエクスポージャーに関する情報を開示するという要求事項の中での例示として追加することを提案している。

結論の根拠の BC16 項及び BC21 項から BC22 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

13. 我々は、本公開草案で追加することが提案されている IAS 第 7 号第 44B 項(da)の情報の開示を要求事項とすることに反対する。
14. 前項の情報については、IAS 第 7 号第 44H 項(b)(ii)の仕入先が資金供給者からすでに支払いを受けている金融負債の帳簿価額の情報と同様のものとなることが多いと考えている。そのため、我々は、質問 1 及び 2 への回答と同様の懸念があるものとする。
15. また、総論（カバーレター）及び質問 1 への回答に記載したように、我々は、IASB は財務諸表利用者が本来企業の流動性又はキャッシュ・フロー管理に関してどのような情報ニーズを持っているのかを把握した上でどのような開示が望ましいのかについて包括的に検討すべきと考えている。これについて我々は、現行の IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）ではリスク管理の目的及び方針について開示が要求されており、当該リスク管理の目的及び方針は企業の戦略と重なる部分もあると考える。しかし、我々は、IFRS 第 7 号の対象となるもの以外にも存在する企業のリスク管理について IFRS 第 7 号との同レベルの開示を財務諸表内で求めることは、財務諸表の記載の改善に必ずしもつながらないとする。これは、何を財務諸表に含めるべきかの検討を行わないまま単に開示を増加することとなるに過ぎず、利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的とも必ずしも整合しないためである。そのため、我々が提案する包括的な検討の中では、この点も考慮されるべきとする。

以 上